議事日程 (第1号)

令和4年10月28日(金)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第67号 令和4年度湖西市一般会計補正予算(第6号)

○本日の会議に付した事件 議事日程に掲げた事件に同じ

○出席及び欠席議員○説明のため出席した者出席表のとおり

○職務のため議場に出席した事務局職員──出席表のとおり

午前10時00分 開会

〇議長(馬場 衛) ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回湖西市議会臨時会を開会いたします。本日は、傍聴席へ報道機関が入っております。

なお、撮影を許可した者には許可証を交付してお りますので、御報告いたします。

9月の本会議と同様、新型コロナウイルス感染拡 大防止対策のため、議員席の間隔を空けるよう配置 を変更しておりますが、これに御異議ございません か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(馬場 衛) 異議ございませんので、本臨 時会の会期中は、ただいまの座席に着席をお願いい たします。また、当局席も同様としておりますので、 御協力をお願いいたします。

○議長(馬場 衛) 続いて、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 山本信治登壇〕

○議会事務局長(山本信治) 議案書の受理について申し上げます。

第1回臨時会に市長から提出されました議案は1件でございます。その内容は令和4年度補正予算1件でございます。

以上で報告を終わります。

○議長(馬場 衛) 報告事項は終わりました。 ここで市長の挨拶がございます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

〇市長(影山剛士) 改めまして、おはようございます。本日は臨時会ということで開催をいただきまして誠にありがとうございます。

秋も深まってまいりまして、大分朝晩、昼間との 寒暖差が激しくなってまいりました。体調管理には、 ぜひ皆様も御留意をいただければというふうに思っ ております。

今日、補正予算、先ほど事務局からもありましたけれども、提案をさせていただいております。コロナ禍がまだ収束とまでは至っていないものの、社会活動や経済活動を何とか回していく、様々、イベン

ト等は、本当に人出が多くなってきましたし、今、 デジタルスタンプラリーも市内で行っていますけれ ども、これから12月以降、デジタルのプレミアム商 品券なんかの発行も来月中旬から予定をさせていた だいて、何とか商工会さんや、事業者の皆さんと協 力をして、経済を活性化、回していくということを 行っていかなければならない。特に、今日の補正予 算でも提案をさせていただきました物価高、原材料 費、様々なところの値段が上がっております。市民 の方からも、本当にこういったところでの物価上昇 への、これは市民の方、また企業の方、両方が大変 苦しい状況にあるというふうに思っておりますので、 こういったところへ迅速に対応していけたらという ふうに思っております。

昨日まで東京でしたし、その前は全国都市問題会 議などで、長崎、四日市、飯田、東京と行ってきて、 大体、どこの市町村長もそこに一緒にいたんですけ れども、どこの市町村でも、こういった臨時会等で 今物価高、物価高騰への、新型コロナも含めた交付 金、対策費を計上しているという同じ悩みを抱えて いるというところを様々意見交換をさせていただき ました。

今回、今日の臨時会ということで、迅速に御議論 をいただいて、そして一刻も早く市民の皆様、企業 の皆様、事業者の皆様にそういった支援の手が届く ことを期待をしております。

今日も活発な御議論をお願い申し上げまして、御 挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い をいたします。

以上です。

○議長(馬場 衛) 挨拶は終わりました。

午前10時05分 開議

○議長(馬場 衛) これより本日の会議を開きませ

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでござ います。

○議長(馬場 衛) 日程第1 会議録署名議員の 指名を行います。 会議録署名議員に11番 吉田建二君、12番 加藤 弘己君を指名いたします。

O議長(馬場 衛) 日程第2 会期の決定を議題

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間 とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

といたします。

○議長(馬場 衛) 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○議長(馬場 衛) 日程第3 議案第67号 令和 4年度湖西市一般会計補正予算(第6号)を議題と いたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長(影山剛士) 議案第67号につきまして、御 説明を申し上げます。

令和4年度の湖西市一般会計補正予算(第6号) は、歳入歳出それぞれ4億7,744万4,000円を増額を し、総額を260億2,470万6,000円にしようとするも のでございます。

歳入の内容といたしましては、国庫支出金、県支 出金及び繰入金を計上するものでございます。

歳出の内容といたしましては、物価の高騰に迅速に対応をするため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、ひとり親子育て世帯の生活を支援する特別給付金や事業者に対する支援に係る経費を計上し、また、国が実施する住民税非課税世帯に対する緊急支援交付金や新型コロナウイルスオミクロン株対応のワクチン接種及び自宅療養者の食料支援に係る経費を計上するものでございます。

詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(馬場 衛) 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長(田内紀善) 補足説明させていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正について御説明いたします。

初めに歳出について御説明いたします。

補正予算に関する説明書8ページ、9ページ、参 考資料につきましては、3ページを御覧ください。

なお、会計年度任用職員報酬を含む人件費につきましては、一括して最後に説明させていただきます。それでは、3款1項1目社会福祉総務費の補正額は2億1,234万2,000円で、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を給付するため、交付金等を計上するものでございます。

8目介護保険費の補正額1,105万4,000円、及び9 目障害者福祉費の補正額299万8,000円につきまして は、物価高騰の影響を受けている高齢者及び障害福 祉施設を支援するため、交付金を計上するものでご ざいます。

10ページ、11ページを御覧ください。

2項2目母子福祉費の補正額は2,970万円で、市独自の給付金として、ひとり親子育て世帯に対し、 児童1人当たり5万円を給付するため、交付金等を 計上するものでございます。

3目保育所費の補正額は189万8,000円で、物価高騰の影響を受けている民間保育所等を支援するため、交付金を計上するものでございます。

12、13ページを御覧ください。

4款1項2目健康増進費の人件費を除いた補正額は1億6,104万6,000円で、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン等の接種及び新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等食料支援事業に係る委託料等を増額するものでございます。

5款1項2目職業訓練センター費の補正額は、 2,206万3,000円で、新型コロナウイルス感染症、物 価高騰等の影響を受けながらも事業を継続する市内 企業や技術者、技能者の育成を支援している湖西地 域職業訓練センターの設備拡充を図るため、修繕料 及び補助金を計上するものでございます。

14、15ページを御覧ください。

6款1項2目農業振興費の補正額1,350万円、及

び3項1目水産業振興費の補正額2,000万円につきましては、物価高騰の影響を受けている農業者及び漁業者を支援するため、補助金を計上・増額するものでございます。

最後に人件費についてでございます。

16ページ、参考資料は4ページを御覧ください。

補正額は284万3,000円で、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種等に係る会計年度任用職員の報酬54万3,000円を増額し、住民税非課税世帯等及びひとり親子育て世帯へ給付金事業に係ります職員の時間外勤務手当230万円を計上するものでございます。

以上、歳出の補正額は、4億7,744万4,000円の増額でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

補正予算に関する説明書4ページ、5ページにお 戻りいただき、参考資料は2ページを御覧ください。

15款1項4目衛生費国庫負担金の補正額1億 5,241万円、並びに2項4目衛生費国庫補助金の補 正額557万4,000円は、新型コロナウイルスオミクロ ン株対応ワクチン接種等の実施等に対する国庫負担 金及び国庫補助金を増額するものでございます。

2項2目総務費国庫補助金の補正額は9,016万 8,000円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創 生臨時交付金の追加額を増額するものでございます。

3 目民生費国庫補助金の補正額は 2 億1,434万 2,000円で、住民税非課税世帯等への緊急支援給付 金に対する国庫補助金を計上するものでございます。

16款2項4目衛生費県補助金の補正額は360万5,000円で、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等食料支援に対する県補助金を増額するものでございます。

6ページ、7ページを御覧ください。

19款1項18目新型コロナウイルスこさい (531) 助け合い基金繰入金の補正額は1,134万5,000円で、 新型コロナウイルスこさい (531) 助け合い基金繰 入金を増額するものでございます。

以上、歳入の補正額は、歳出と同額の4億7,744 万4,000円の増額でございます。

説明は以上です。

○議長(馬場 衛) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。 10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

〇10番(佐原佳美) 10番 佐原佳美でございます。議案第67号 令和4年度湖西市一般会計補正予算(第6号) について質問させていただきます。

3款1項8目の介護保険費と3款1項9目の障害 者福祉費の中で、議員全員協議会での説明では、物 価高騰の影響を受けている高齢者施設72施設、障害 者福祉施設45施設ということで御説明がありました が、これらの積算根拠、入所者数なのかとか、どう いう、積算根拠を教えていただきたいと思います。

○議長(馬場 衛) 登壇して、答弁をお願いいた します。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 袴田晃市登壇〕

O健康福祉部長(袴田晃市) お答えをいたします。 今回の支援につきましては、3区分ございます。 まずは、施設に入所されている入所施設、それから 通所をされている施設、それから訪問をされていま す訪問事業者の、この3区分となります。

入所・通所の施設につきましては、入所されている定員に対する支援をさせていただきたいと思っております。基準といたしましては、総務省の家計統計調査より算出をいたしました令和3年分と令和4年分の同期間の物価上昇分に対し、計算をさせていただきまして、年額1万6,000円が1人当たり物価上昇になっているということが分かりましたので、この支援につきましては、県と2分の1を支援させていただくということで、市といたしましては1万6,000円の半分、8,000円を入所施設の定員1名に対して支援をしたいと考えております。

通所施設につきましては、入所施設の在籍時間というのが2分の1ぐらいになりますので、半分の8,000円に対して支援をさせていただくというようなことで考えております。

訪問系につきましても、同じく総務省家計統計調査より算出されました自動車の保有に関する令和3年、令和4年の差額が約5,472円となりまして、これを5,700円とさせていただきまして、1台当たり

5,700円掛ける車両台数を掛けたものを支援させていただくというような基準としております。

以上でございます。

〇議長(馬場 衛) 佐原佳美さん。

○10番(佐原佳美) 分かりました。ありがとうございます。

続いて、よろしいですか。

〇議長(馬場 衛) はい、どうぞ。

O10番(佐原佳美) 3款2項2目の母子福祉費ですが、議員全員協議会では児童扶養手当を受給している家庭が自動的な対象、あとは急激な収入激減というか、そういう家計の急変の世帯は手挙げ式の申請で受給になるということでしたが、この児童扶養手当をもらっている、今年度もらっているとありましたが、基準日はいつでしょうか。

〇議長(馬場 衛) 健康福祉部理事。

O健康福祉部理事(鈴木祥浩) お答えいたします。 対象は児童扶養手当を受給しているということで すので、今年度の児童扶養手当を受給している世帯 ということになりますので、基準日といいますか、 年度中の受給者でしたら対象になるということにな ります。

以上です。

〇議長(馬場 衛) 大丈夫、聞こえる。

O10番(佐原佳美) ちょっと聞こえにくかった、 最後のほうが。すみません、もう一度お願いします。

〇議長(馬場 衛) 健康福祉部理事。

O健康福祉部理事(鈴木祥浩) 令和4年度の児童 扶養手当受給世帯が対象になりますので、令和4年 度中にもらっている世帯については対象になるとい うことになります。

以上です。

〇議長(馬場 衛) 佐原佳美さん。

○10番(佐原佳美) 分かりました。それはもう自動的に、今、児童扶養手当を振り込んでいる口座に行くという解釈でよろしいですか。

〇議長(馬場 衛) 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事(鈴木祥浩) そのとおりであります。プッシュ型で積極支給という方法になります。 以上です。 〇議長(馬場 衛) 佐原佳美さん。

O10番(佐原佳美) 分かりました。では、そのプッシュ型でない生活急変世帯という、議員全員協議会の説明で、対象者の②にあった世帯へはどのような周知をされるのでしょうか。

〇議長(馬場 衛) 健康福祉部理事。

O健康福祉部理事(鈴木祥浩) 周知の方法につきましては、あらゆる方法、できる方法を使って周知するということになりますけれども、既に今年度行っている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましても、その対象者と同じような対象者になりますので、周知につきましては、広報等、それからホームページ等を使って周知するということになります。

申請の期間ですが、今、2月の末日を想定して準備しております。

以上でございます。

〇議長(馬場 衛) 佐原佳美さん。

O10番(佐原佳美) 申請は2月の末日からってい うことですか。いつから。

〇議長(馬場 衛) 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事(鈴木祥浩) この予算が成立、 補正していただきました後に作業しまして、いつの 時点からということは、まだちょっと確定はしてお りませんけれども、速やかに通知を出しながら2月 の末までに申請していただくということにしようと 思っております。

以上でございます。

〇議長(馬場 衛) 佐原佳美さん。

O10番(佐原佳美) 分かりました。以前、ひとり親家庭であっても、もう一方の親御さんが亡くなっていて、その遺族年金をもらっていたりすると、ひとり親で一生懸命子育てされている方でも、そういうひとり親家庭、児童1人当たり5万円という制度を知らなくって、もらわなかったという方も御近所で聞いたもんですから、なかなかインターネットというか、SNSとか、市のツイッターとか、なかなか触れる機会のない方、回覧板もしっかり開かない方もいる中で、ひたひたと口コミで私たちも言っていかなければいけないとは思いますけれども、本当

にあらゆる手段を使って、困窮世帯へ届くようにお 願いしたいと思います。

以上です。

〇議長(馬場 衛) よろしいですか。

○10番(佐原佳美) はい、ありがとうございました。

 〇議長(馬場 衛)
 次に、9番 楠 浩幸君。

 [9番 楠 浩幸登壇]

〇議長(馬場 衛) どうぞ。

○9番(楠 浩幸) 9番 楠 浩幸でございます。 私のほうからも、佐原議員と同じところになります けれども、3款2項2目母子福祉費のひとり親世帯 生活支援特別給付金給付事業費についてお伺いをし たいと思います。

先ほどの答弁を聞いておりまして、粗々事業の内容は把握したんですけど、もう少し詳しく教えていただきたいと思って、とりわけ令和4年度の児童扶養手当未受給者となった世帯で、今年度中に収入が減少した方に対してというところなんですけれども、具体的にはどのような状態の世帯なのかということと、あと基準があれば、幾つか、扶養家族の数とかあると思いますけども、一例、分かりやすく御教示いただければと思います。お願いします。

○議長(馬場 衛) 登壇して答弁をお願いいたします。健康福祉部理事。

〔健康福祉部理事 鈴木祥浩登壇〕

○健康福祉部理事(鈴木祥浩) お答えいたします。 家計急変ということでございます。新たな申請者 に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響 を受けて家計が急変しているかについて、申請の窓口で事情を聞き取り、直近1か月の給与明細等、収入が分かる書類を出していただいた上で、その中でも同居の親族がいる場合は、その給与明細等、金額が分かるものを示していただきながら、チェック表に基づいて収入金額を計算し、基準に基づいて認定していくという形になります。

例でございますが、扶養している人数によって異なることになります。申請時のチェック表によって計算された年間収入見込額が、例えば、お子さん2人のみを扶養している場合は412万5,000円、お子さ

ん1人のみを扶養している場合は365万円が基準額 となるというものでございます。

説明は以上です。

〇議長(馬場 衛) 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) 今の御答弁の中で家計が急変したエビデンスというか、根拠として直近1か月の給与明細というふうに答弁あったんですけども、これは直近というのが、どこからどこまでなのかなというのがよく分からなくて、今年度、もう5月に入って、実は激変していたというような場合であれば、5月の給与明細でいいのか、いやいや、実は9月の給料が、8月、9月の給与が第7波で非常に激減したんだよっていう、その直近というところの幅というのは、どのように理解すればいいですか。

〇議長(馬場 衛) 健康福祉部理事。

〇健康福祉部理事(鈴木祥浩) 申請に来ていただいたときに、直近のということで申し上げましたけれども、その金額、1か月分の金額を見て12か月に換算した場合の年収を見るということになります。 実際、その激変した時点、実際には一番少なかった時点というところになろうかと思いますので、その辺も聞き取りをしながらやっていくということになります。

一応、例えば、新型コロナウイルス感染症の影響で以前よりもシフトが減って、給与が減っただとか、仕事が減って残業代がなくて、少なくなっただとかという事情であれば、申請できるものとなりますが、コロナウイルス感染症に起因しない事情では申請できないと。例えば、自己都合の退職や契約期間満了、もともと働いていなくて、就職活動もしていないというような場合には、該当にならないというものでございます。

以上です。

〇議長(馬場 衛) 楠 浩幸君。

〇9番(楠 浩幸) 内容については、相談いただければ、ヒアリングをしながら対象なのか、非対象なのかというような判断を窓口のほうでしていただけるということでよろしいですか。

〇議長(馬場 衛) 健康福祉部理事。

〇健康福祉部理事(鈴木祥浩) はい、窓口のほう

で判断するということになります。以上です。

- 〇議長(馬場 衛) 楠 浩幸君。
- ○9番(楠 浩幸) 分かりました。先ほど、佐原 議員のほうからも周知についてありましたけれども、 対応のほうをお願いしたいと思いますけれども、今 回、予算ですので、実際に対象となる世帯は、何世 帯ぐらいを見込んでおられるのか伺いたいと思いま す。
- 〇議長(馬場 衛) 健康福祉部理事。
- 〇健康福祉部理事(鈴木祥浩) 対象世帯は351世帯の576人のお子さんの数で積算しております。

以上でございます。

- 〇議長(馬場 衛) 楠 浩幸君。
- ○9番(楠 浩幸) この357というのは、もう令和4年度、もう既に受給を開始されている方と、年度途中、今度申請を受けてから、両方ですかね。それ、もし分かる範囲で、分けて教えていただければと思います。
- 〇議長(馬場 衛) 健康福祉部理事。
- **○健康福祉部理事(鈴木祥浩)** 児童数357というのは、既に児童扶養手当を受けている方の数でございます。

それから、それに、これから新規で年度中に申請される方もありますので、その辺の数も見込んでおりまして、あと家計急変分の数も見込み、合計が576名のお子さん分だということでございます。

以上です。

- 〇議長(馬場 衛) 楠 浩幸君。
- **〇9番(楠 浩幸)** そうしますと、途中から申請を受ける人数、世帯数としては200人強、200世帯強ということでよろしいですか。
- 〇議長(馬場 衛) 健康福祉部理事。
- **○健康福祉部理事(鈴木祥浩)** 児童扶養手当受給者が357名ですので、計算上、その数字になると思います。

以上です。

- 〇議長(馬場 衛) 楠 浩幸君。
- **〇9番(楠 浩幸)** ちょっと、関連してなんですけれども、人件費のほうで、この新型ウイルスのと

ころで230万円の予算計上があるわけなんですけど も、この230万円の、ちょっと積算の根拠も併せて 伺えればと思います。

- 〇議長(馬場 衛) 健康福祉部理事。
- **〇健康福祉部理事(鈴木祥浩)** お答えいたしますが、その230万円の中で、私どものひとり親世帯のほうの事務用としては30万円の時間外勤務手当の計上をさせていただいております。

準備開始から年度末までの約5か月で職員4人が 月平均20から25時間、全体で120時間程度を見込ん で積算しております。残りの200万円については、 地域福祉課のほうです。

- 〇議長(馬場 衛) 続いて、健康福祉部長。
- O健康福祉部長(袴田晃市) 続きまして、200万円の分の時間外について御説明させていただきます。こちらの200万円につきましては、住民税非課税世帯等への1世帯5万円給付に係ります時間外という形で、少し多めに、すみません、取らせていただいているところがございます。

全体では、地域福祉課の職員が主担当にはなるんですけども、短期間での支給をしなければいけないということもございまして、今回は健康福祉部全体で、この業務をカバーするというようなことで考えておりまして、約570時間の平均単価に対して、約200万円の時間外を、多めですが、取らせていただいているというような計算になります。

以上でございます。

- 〇議長(馬場 衛) 楠 浩幸君。
- ○9番(楠 浩幸) 570時間というのは、結構大きな時間だと思うんですけど、具体的にはどんな業務が発生してくるんですかね。
- 〇議長(馬場 衛) 健康福祉部長。
- O健康福祉部長(袴田晃市) お答えをいたします。 今回の住民税非課税世帯は、前年度の10万円とほ ぼ業務としては同じになりますが、同じことを繰り 返すというような中で、申請書の受け取りまでは委 託をさせていただいております派遣の職員が受ける んですが、その中身のチェック、それから中身に不 具合があった場合の御本人への連絡、以降、支払い のためのダブルチェック等を含めますと、それが通

常の業務が職員が全員ありますので、時間外で対応 させていただくというような形で考えて570時間を、 多めですが、足りなくならないように取らせていた だいているのが現状でございます。

以上でございます。

〇議長(馬場 衛) 楠 浩幸君。

〇9番(楠 浩幸) ありがとうございます。大変な作業だというふうに認識をしました。

もう1点伺っていいですか。

〇議長(馬場 衛) どうぞ。

○9番(楠 浩幸) 続きまして、4款1項2目の健康増進費、疾病対策費についてお伺いをしたいんですけれども、新型コロナ自宅療養者への食料支給事業についてなんですけれども、全数把握ができなくなったような状況で、コロナの罹患者の証明というのがなかなか難しいかというふうに思うんですけれども、この自宅療養者、濃厚接触者からの申請はどのように行ったらいいのか伺いたいと思います。

〇議長(馬場 衛) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(袴田晃市) お答えをいたします。 今回、9月26日以降、全数把握が見直され、一部 把握となりました。それ以降につきましては、この 食料支援の関係の事務につきましては、市内に今14 の医療機関で発熱等の診療をしていただいてござい ます。その診療をしていただいている医療機関に対 しまして、この食料支援があるというチラシをつく りまして、陽性となられた方にお配りをすると。そ の方から申請をいただく、もしくはその方の同居家 族が濃厚接触になりますので、いただくという形に なりまして、御本人の承諾の下、医療機関に陽性で あるかどうかを問合せをさせていただくということ で、まず陽性者であることをチェックをいたします。 その後、世帯全員の状況をお伺いする中で、買物等 の支援が受けられるという方は除きます。受けられ ない方はどのような方になるかということなんです けども、まず自宅療養になった方、お一人の方はも う確実に外出ができませんので、対象となりますが、 御家族の方で濃厚接触者になった方については、同 居家族の中に寝たきりの介護者がいて、ちょっと外 出することができないとか、小さなお子さんがいて、 外出することがなかなか難しいという方は対象になってこようかと思います。

それ以外の濃厚接触者につきましては、短時間であれば、感染対策をしていただいた上で買物等には出ていただけるという基準となっておりますので、そういう方については、申請者の方とお話を、電話ですが、させていただいた中で、御了解をいただいて、今回、対象外ですというようなことで、本当に対象者を審査した上で支給をさせていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

〇議長(馬場 衛) 楠 浩幸君。

〇9番(楠 浩幸) 罹患者が医療機関、お医者さんのところで申請用紙を頂いて申請をするという形だと思うんですけども、この申請については電話連絡でよかったんですかね、どうでしょうか。

〇議長(馬場 衛) 健康福祉部長。

O健康福祉部長(袴田晃市) お答えをいたします。 すみません、ちょっと説明が不足で申し訳ありま せんでした。申請につきましては、まず、市のウェ ブサイトから申請がまず1つできます。

それから、2つ目としては、チラシの裏にファクス用紙、申請のファクス用紙をつけてありますので、 それでファクスで申請していただくと。

ファクス、インターネットがつながっていない方 につきましては、電話で受けるという、この3種類 の方法で受付をさせていただいてございます。

以上でございます。

〇議長(馬場 衛) 楠 浩幸君。

〇9番(楠 浩幸) よく分かりました。大変ですけれども、対応のほう、よろしくお願いします。 終わります。

O議長(馬場 衛) ほかに質疑のある方はございませんか。17番 神谷里枝さん。

[17番 神谷里枝登壇]

〇議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。

○17番(神谷里枝) 17番 神谷里枝。同じく、議 案第67号 一般会計補正予算(第6号)について質 疑を行います。

まず最初に、歳出ですけども、3款1項1目の価

格高騰緊急支援給付金支援事業におきまして、システム構築業務として550万円が計上されております。

今回のこの交付金支給ということに関して、ほとんど6月補正で行いました臨時特別交付金の給付対象者と、そんなに違うところがあるかなと感じまして、550万円かけてシステム構築しなければならないという、今回の給付との違いをお聞きしたいと思います。

○議長(馬場 衛) 登壇して答弁をお願いいたします。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 袴田晃市登壇〕

〇健康福祉部長(袴田晃市) お答えいたします。

委託業務の550万円につきましては、6月に補正等をさせていただきました全10万円の給付と、ほぼほぼ対象者は一緒なんですが、システム上、同じ方に対して2つの情報を持つということが、なかなか難しいものですから、改めて5万円給付に係る管理をするために、システムの構築が必要になるということで、550万円という、ちょっと大きな金額なんですけども、これ以内で収めるという形での枠取りとして予算要求をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

〇議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。

O17番(神谷里枝) 分かりました。そうしますと、 似通った、いろんな、この先も出てくるかどうか分 かりませんけども、こういった給付の事業が起きた 場合には、その都度やはりシステム構築が必要にな るということで、理解いたしました。ありがとうご ざいます。

では次に、先ほど来、答弁がありますけども、3 款1項9目の心身障害者福祉費の関係ですけども、 この中には、一部事務組合も含まれているんでしょ うか。

〇議長(馬場 衛) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(袴田晃市) お答えいたします。

一部事務組合、自治体のほうが運営しております 施設のほうにつきましては、実は昨日、県のほうか ら連絡をちょっといただいたんですけども、この予 算要求の段階では、対象施設として実は入れさせて いただいてございます。

ただ、県と連携をして、今回支援をいたします関係で、県のほうでは公的な施設、自治体が運営している施設については、今のところ除いていく方向で今調整をしているということで聞いておりますので、県と同じ扱いをさせていただきたいと考えておりますので、県のほうで対象外ということになれば、市としても対象外という扱いをしてまいりたいと考えております。

以上です。

〇議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。

O17番(神谷里枝) ありがとうございます。そうしますと、そういった自治体が運営しているところには、こういった対策は取られないというか、そういうふうに、直接もう県とその施設がやり取りをしていただけるのか、そうではなくて、もう公的な施設というところには支援しませんよということなんですか。

〇議長(馬場 衛) 健康福祉部長。

O健康福祉部長(袴田晃市) お答えをいたします。 基本的には自治体が運営してる公的施設について は、今回の支援はないという形になります。

この不足分につきましては、この先になるんですけども、物価等の高騰ですね、電気・ガス等の高騰もありまして、また12月のほうで、少し、すみません、補正予算のほうをお願いをしていきたいということで今調整を進めているところでございます。

〇議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。

以上でございます。

○17番(神谷里枝) 分かりました。今回はとりあえず、計上はしたけども、喫緊の調整の中で対象外となっていく、できれば12月補正ということです。

何というんですか、よく分からないんですけども、 やっぱり自治体の施設だろうと、何だろうと、高騰 価格に対して同じように負担していかなきゃいけな いのかなというのがありますので、ちょっと確認さ せていただきました。ありがとうございます。

それから、4款1項2目で、先ほど来質問が出ていますけども、自宅療養者等食料支援事業、これ県の補助金が306万5,000円出ているというふうになっ

ていますけども、この説明書の中で、それがどこに 計上されているのかな、予防接種業務っていうとこ ろに含んでいるということでしょうか、委託料にお けます。

- 〇議長(馬場 衛) 健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(袴田晃市)** お答えをいたします。 予算といたしましては、委託料に丸めるという形 で入っております。

以上でございます。

- 〇議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。
- O17番(神谷里枝) 予防接種業務の中に入っているっていうことですけども、議員全員協議会のときに頂いた資料ですと、その中の委託料というのは1億5,521万4,000円というふうに、議員全員協議会の資料ではなっていたんですけども、これに県補助の自宅療養者306万5,000円足すという、私はそういう考え方をしたんですけども、その点いかがですか。
- 〇議長(馬場 衛) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(袴田晃市) お答えいたします。配付をされております、すみません、参考資料の3ページをちょっと御覧をいただければと思います。
- 〇議長(馬場 衛) 続けてください。
- **○健康福祉部長(袴田晃市)** 3ページのページ数 のところで13ページとなっています6行目のところ をちょっと御覧をいただければと思います。

4款1項2目健康増進費の疾病対策費の中で、ワクチン接種と自宅療養を、両方同じところに計上させていただいている関係で、ここに、概要に記載のあります委託料1億5,881万9,000円の中に接種分の1億5,521万4,000円と、食料支援の360万5,000円が入って、この委託料という形で今計上させていただいているというような状況になります。

以上でございます。

- 〇議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。
- O17番(神谷里枝) そうしますと、その上の電算、 健康管理システム改修業務138万5,000円というのも 入ってきますよね。

ちょっと、資料説明と、何かそこがうまく理解できないんです。最終的に、そうしますと、県の自宅療養者の306万5,000円からシステム改修のお金を引

くわけじゃないですよね。

- 〇議長(馬場 衛) 健康福祉部長。
- O健康福祉部長(袴田晃市) お答えをいたします。 ワクチン接種に関する委託料につきましては、先 ほどの電算を含んで、約1億5,521万4,000円を今計 上させていただいてございますが、これにプラスし て、同じ事業費のところの委託費に食料支援が入り ますので、360万5,000円を足した状態で、加算した 状態で予算計上をさせていただいているということ になります。

以上でございます。

- 〇議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。
- O17番(神谷里枝) ありがとうございます。

個人的な思いとしては、予防接種関係業務と自宅療養者を、ちょっと分けて記載していただけると、より自分としては見やすいかなという感じがいたしました。いろいろ計算してみても、ちょっと数字的には合っていくんですけども、分かりづらい部分がちょっとあるかなというふうに感じました。ありがとうございます。

では、次に移らせていただきます。

- 〇議長(馬場 衛) どうぞ。
- O17番(神谷里枝) 6款1項2目の農業振興推進 費ですけども、この助成対象が農業者の組織する団 体、農協とか、5人以上とあります。補助金1,350 万円の内訳をお伺いします。
- 〇議長(馬場 衛) 産業部長。
- 〇産業部長(太田英明) お答えします。

こちらにつきましては、5戸以上の農業者が参加をする団体ということがまず対象になりまして、参加できる農業者のほうは、農産物の販売実績があるとか、そういった条件が必要になります。

それを取組の実施者、それがとぴあ浜松さんであるとか、肥料の取組の10社ということになります。

1,350万円につきましては、まず、昨年度、令和3年度のとびあ浜松農協の湖西地区で販売実績のあった肥料ですね、販売の肥料が1億5,000万円を根拠としておりまして、それを国・県・市がそれぞれ支援をするというような形になりまして、国のほうが7割、残りの3割を県と市が15%ずつ負担をさせ

ていただきます。計算しますと1,350万円ということで、そちらのほうを計上したところでございます。 以上です。

〇議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。

○17番(神谷里枝) ごめんなさい、御答弁いただいたんですが、最初のところをもう一度お願いします。

〇議長(馬場 衛) 産業部長。

○産業部長(太田英明) すみません、初めの対象でよろしいでしょうか。

○議長(馬場 衛) 団体の対象のところでよろしいですか。

〇17番(神谷里枝) はい。

○議長(馬場 衛) じゃあ、産業部長お願いします。

○産業部長(太田英明) まず、対象となる、支援の受けられる対象者というのが農業者になるわけなんですけども、それが5戸以上、まあ、5人以上とか、法人もありますもんですから、そういった5人以上の農業者が参加をする、まずグループをまとめないといけないんですけども、そのグループといっても、農産物の販売実績がないといけない、そういった農業者が対象になるんですけど、そこをまとめて申請を上げていくときに、取扱いの実施者というのがとぴあ浜松農協さんであるとか、肥料、そこで御購入されるので、そこから国のほうに上げていくというような、そんな申請になります。

〇議長(馬場 衛)神谷里枝さん、よろしいですか。

O17番(神谷里枝) はい、ありがとうございます。要するに、そうしますと、結構、皆さん家族とか、何人かでやっているところが多いと思うんですけども、そういう農業者のところが、じゃあ、うちもA、B、C、Dさんがあって、5農家が集まれば、こういったことが申請できるっていうことですか。それを取りまとめてるのが農協さんってことですか。

〇議長(馬場 衛) 産業部長。

○産業部長(太田英明) まず、具体的にいろいろ 代表をまとめるときに、ただ5人集まればいいとい うわけではなくて、いろいろな条件があります。農 業者というのが、農産物の販売実績がないといけないであるとか、そこの中のグループの中で、規約や規定とか、代表者の定めをつくらないといけないとか、そういったいろいろなルールがございまして、そういったところを団体のほうで、取りまとめて国のほうに上げていくことになります。その取りまとめが農協さんであるとか、そういったところは農業者の方の、その肥料というのが確認できますので、1農家がすぐに5人集めて申請を上げていくと、そういうことはなかなか難しいかと思います。

以上です。

〇議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。

O17番(神谷里枝) おおむね分かりました。そうしますと、実際に耕作をされていて、その農家さんが補助を受けられるっていうことは、なかなか遠い先にというか、ですか。農協さんなら農協さんが申請して、農協さんに、今回も1,350万円出ていくということかなと思ったときに、その先、実際に農業をされている方にそれが届いていくんですかね。

〇議長(馬場 衛) 産業部長。

○産業部長(太田英明) お金の流れは農協さんのほうで肥料を御購入されたりとか、そういうことになるかと思います。それが国のほうに上がっていきまして、国のほうから、その実績を見て、5人のグループの肥料の使った実績に基づいて、また後で肥料分を支給されるっていう、そんな仕組みになります。制度自体は、国の支援の、もう今既に国のほうでは行っているものに、一緒に支援策として行うものなもんですから、流れとしては、農協さんであるとか、肥料の販売店ですね、そういったところが対象になってくるのかなと思います。

以上です。

〇議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。

O17番(神谷里枝) ありがとうございます。ガソリンもそうですけど、使う人にその支援というのが、なかなか、では届かないということで、実際に肥料を買って畑にまいたりとか、いろいろしたりすると思うんですけども、そこではなくて、それを取りまとめて仕入れをしたり、何なりしているところに今回支援しますよ、そこまでってことですか。

〇議長(馬場 衛) 産業部長。

○産業部長(太田英明) すみません、説明が、申し訳ないです。

最終的には農業者さんのほうを支援することにな

るもんですから、肥料価格、化学肥料価格が安くなる、安く農業者さんは買えるというふうになります。ただ、お金は流れとしては、肥料を御購入される農業者さんは、そちらのほうからまとめて国のほうに申請を上げていくというような形になります。それがグループ、1つのグループみたいな形、グループごとに上げていくような形になるものですから。取りまとめ役が農協さんであって、お金が農協さんに流れるわけではなくて、農協さんから、また農業者さんのほうに支援、最終的には、時間かかりますけども、その分の肥料分の、安くなった分、15%分はそちらのほうに流れていくような形です。市のほうですと15%、国のほうが70%、県のほうも15%ですね。その分がそれぞれ入ってくるような形になり

〇議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。

ます。

O17番(神谷里枝) 要するに、この対象期間が令和4年6月から令和5年5月までに購入した肥料っていうふうになっていますので、じゃあ、もう農業をやっている個々の方は、そういったことを、購入実績があればいいのかとか、どういうふうに対処されるんですかね。

〇議長(馬場 衛) 産業部長。

○産業部長(太田英明) 既に国のほう、これから 県のほうも11月からそれに取り組むような形になり ます。もう既に農協さんであるとか、肥料販売店に は報告が行ってまして、農業者さんのほうにも、そ ういったものが周知をされています。ただ、国・県 はこれから行うというようなことを言っていますが、 市のほうが今回、交付金を使って、市のほうとして も支援をしてまいりたいと、そういうことなもんで すから。

〇議長(馬場 衛)神谷里枝さん、よろしいですか。

O17番(神谷里枝) ありがとうございます。実際、 ちょっと解釈が間違ったら申し訳ないですけども、 支援はスタートしているよ、もうそういった中において市のほうも県と併せて15%を補助していきますよ、その対象期間の間に購入された農家さんには、それが安く購入できる。実際に払ってしまったお金に対してもあるかと思うんですけども、今後は、これが議決されて、通っていけば、安く購入ができていくという、そういう解釈でよろしいですか。

〇議長(馬場 衛) 産業部長。

〇産業部長(太田英明) お答えします。

初めに、化学肥料がそのまま安くなっていくというわけではなくて、後から実績に基づいて、後で還付してくるような形ですかね、価格が安くなるというわけではなくて、その分を後で補塡するんですけど、化学肥料は物価高騰で、上昇分がありましたので、その分を補塡するような形になるもんですからね、実際は後から支援されるというか、お金が入ってくるような形になりますけど、まあ、安く肥料は買えるというような形にはなると思います。

以上です。

〇議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。

O17番(神谷里枝) やっぱり後から補塡されるということは間違いないかなと思って、納得できました。

いずれにしましても、実際に化学肥料等を購入されている方に、今こういう制度がありますよって、もう周知もされているということですので、そういった農家さんは農協さんを通じてですかね、何か手続があるのかどうか、手続は必要なんですか、その農家さんは。

〇議長(馬場 衛) 産業部長。

○産業部長(太田英明) そうですね、5人のグループをつくったりとかいうのが、農協さんのほう、グループが5人まとまらないといけないもんですから、そういったところは各、それぞれの、農協さんなり、取扱いの販売店のほうですね、肥料販売店のほうから、グループごとにまとめて申請は上がっていくというふうに聞いています。

個人的にグループを誰々さんとグループ組んで、 上げていくというような、そんなことはあまりない ということなもんですから、農協さんの中の販売を されている農業者さんは、それを5人ずつのグループにまとめて上に上げていくような、そういった形と聞きます。

〇議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。

○17番(神谷里枝) 要するに5人以上のグループをつくっていないと、その申請もできないという解釈でいいですか。農協の、例えば6款3項1目の関係で、水産関係だと、市内に住民票がある漁業正組合員とかって、対象者が明確になっているんですけど、今回の、こちらの農業関係のほうは、農業の組合員では駄目ってことなんですね。とにかく5人なら5人グループ、それでいろいろ難しい。グループも簡単につくれるではないですよっていうことの中で、要するに、先ほど来の説明を聞いていますと、農協さんのほうが1億5,000万円の実績があるので、それに対しての補助率っていうことで1,350万円計上しているということですけれども、これが湖西市の農業者でグループがつくれなくても、個々の方に、要はメリットがあるんですか、ないですか。

〇議長(馬場 衛) 産業部長。

○産業部長(太田英明) もう一度、ちょっと整理 させてもらいます。

まず農家さん、農業者さんが農協のほうに申請に 行きます、肥料を購入する。農協さんのほうは申請 を受けて、5人以上のグループというのが農協さん になるかと思います。まとめて、その分を国のほう に上げていくというような形になるもんですから、 農業者さんのほうについては、肥料が安く御購入で きる、最終的に、一度はお支払いしますけども、実 績が終わって、後で支援がされるというような形に なりますので、メリットがあるというような形に なりますので、メリットがあるというような、農業 者さんについては、そこの高騰分、肥料の高騰分を 補塡いただけるというような形になると思います。

〇議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。

O17番(神谷里枝) すみません、なかなかうまく整理つかないんですけども、要するに農業をやっている方が化学肥料を購入して、そうするとある程度、今ここに記載されているものを見ますと、本当に農協さんのほうで、例えば5人なら5人、やって上げてくれるということでもないわけですよね。だから、

そこが個人、5人のグループができない、それ以外の農業をやっている方に、この緊急対策でメリットがあるかなというのが、申請ができなくても、メリットがあるっていう解釈でいいのか。申請ができない人には、もうそれが届かないというふうになるのか。それからあとは、農協さんが5人なら5人ぐらい集まったら、今ちょっと部長の答弁でそのように聞いたんですけども、農協さんがそういう采配をしてくれるのか、3つあるかなと思うんですけども。

○議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。質問の途中ですけど、ちょっと質問と答弁の内容的なものがちょっとかみ合っていないところがありますので、ここで暫時休憩をさせていただきたいと思います。

休憩の間に、ちょっと調整だけできればと思っていますので、ここで暫時休憩といたします。再開は11時20分とさせていただきます。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 再開

○議長(馬場 衛) 休憩を解いて会議を再開いた します。

改めて、神谷議員の再質問から再開いたします。 神谷里枝さん、お願いします。

O17番(神谷里枝) お時間を取っていただき、ありがとうございます。

では、最後の質問にしたいと思っております。 個々の農家はどういった手続が必要になるのか、 簡単明瞭な御回答をお願いいたします。

- 〇議長(馬場 衛) 産業部長。
- **○産業部長(太田英明)** お答えします。

すみません、説明が申し訳なかったです。

個々の農家は農協さんのほうに申請いただければ 大丈夫です。農協さんのほうから、まとめて国のほ うに、また申請が上がっていくというような形にな ります。

以上です。

- 〇議長(馬場 衛) 神谷里枝さん。
- O17番(神谷里枝) ありがとうございました。ちょっと、すっきりしましたので、これで質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長(馬場 衛) ほかに質疑のある方はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(馬場 衛) 以上で質疑を終わります。 お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3 項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(馬場 衛) 異議なしと認め、本件は委員 会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(馬場 衛) 以上で討論を終わります。 それでは、議案第67号について採決いたします。 本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手 を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(馬場 衛) 挙手全員であります。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長(馬場 衛) 以上で本日の日程は終了いた しました。

これにて、令和4年第1回湖西市議会臨時会を閉 会いたします。お疲れさまでした。

午前11時31分 閉会

2 0

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 馬 場 衛

署名議員 吉 田 建 二

署名議員 加 藤 弘 己